

## 特定商取引に関する法律施行令の改正に係る消費者委員会への諮問について

平成 27 年 7 月  
消費者庁取引対策課

## 1. 諮問の必要性

- 1 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。）は、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売の 3 類型について、他の法律の規定によって消費者の利益の保護ができると認められる場合は適用除外としている。（特商法第 26 条第 1 項第 8 号二）
- 1 特商法第 64 条第 1 項の規定により、適用除外に関する政令の制定又は改正に当たっては、消費者委員会及び消費経済審議会（経済産業省）へ諮問することとなっているところ。
- 1 先般の第 185 回臨時国会で「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号、以下「裁判特例法」という。）」が成立し、特定適格消費者団体が行うことができる役務として、被害回復関係業務（裁判特例法第 65 条第 2 項<sup>1</sup>）が追加された。
- 1 裁判特例法により導入される被害回復関係業務について、消費者との契約締結の方法によって訪問販売等に該当する可能性があり（法第 2 条第 1 項ないし第 3 項）特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号。以下「特商法施行令」という。）の適用除外の規定を検討する必要があることから、今般消費者委員会への諮問を行う。  
（消費経済審議会への諮問は、別途、経済産業省が行う。）
- 1 特に、裁判特例法では、第一段階目の手続が完了した後、第二段階目の手続を申し立てる特定適格消費者団体（特商法上の「役務提供事業者」に該当する可能性）は知っている対象消費者に対して、個別に被害回復裁判手続に関する情報（消費者からの授権の方法を含む。）を通知しなければならないと定められており（裁判特例法第 25 条第 1 項）当該通知は電子メール送信等によって行われると想定されているところ、消費者が授権を電子メールや電話により行うこととなれば、特商法第 2 条第 2 項の通信販売に該当することとなる。この場合、特商法第 12 条の 3 第 1 項の電子メール広告規制（消費者が通信販売電子メール広告の送信をあらかじめ承諾していない限り、原則として送信を禁止）が適用され、裁判特例法の目的を達成できないおそれがあることから、特商法の適用除外とする必要性が強いと考えられる。

<sup>1</sup> 被害回復裁判手続に関する業務そのもののほか、その業務の遂行に必要な消費者被害の情報収集業務や、被害回復裁判手続に付随して対象消費者に対する情報提供や財産管理業務を指す。

## 2. 諮問事項

- 1 特商法施行令によって特商法の適用除外となる「他の法律の規定によって・・・（消費）者の利益を保護することができる」と認められる」（法第 26 条第 1 項第 8 号二）場合か否かについては、当該規定の導入以降、以下の二点が満たされているかにより判断しているところ。

### 消費者被害に対する是正措置が整備されていること

設置法に基づく一般的な行政指導等では不十分。具体的には、下記（ ）（ ）のいずれかが法律上規定されており、事業者の不当な勧誘や不当な広告等によって消費者被害が発生した際に発動することが可能であり、消費者被害が発生している状況を予防、一定の強制力をもって改善することができる」と認められる場合を指す。

（ ）業務改善命令、指示命令、約款変更命令、懲戒等に該当する措置（不当な状態の是正）

（ ）許可等の取消処分、営業停止命令等（不当な状態の非継続）

### 法目的との関係で消費者保護のための是正措置発動が可能であること

- 1 裁判特例法に規定する被害回復関係業務が上記 及び の基準を満たすかについて検証すると、以下のとおり。

（ について）

特定適格消費者団体が被害回復関係業務を行う際は、消費者の授権に先立ち、被害回復裁判手続の概要等を記載した書面等を交付して説明を行う義務（裁判特例法第 32 条）があり、消費者から支払を受ける報酬又は費用がある場合は、その額や算定方法等について必要な事項を定め、これが消費者利益の擁護の見地から不当なものでないことにする必要がある（裁判特例法第 65 条第 4 項第 6 号）。

裁判特例法第 65 条第 4 項各号では適格消費者団体の認定基準が定められており、適格消費者団体が同項各号の基準に適合しなくなったときは、内閣総理大臣による適合命令又は改善命令の対象となる（裁判特例法第 85 条）ほか、特定認定の取消しができる（裁判特例法第 86 条）旨規定されており、消費者被害に対する是正措置が整備されていると言える。

（ について）

裁判特例法の法目的は「消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について（略）その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を迫行することができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」であり（裁判特例法第 1 条）、法目的との関係で消費者保護のための是正措置発動が可能と言える。

- 1 したがって、裁判特例法に規定する被害回復関係業務は、上記 を満たす消費者保護のための規制及び是正措置が適用されることから、当該役務について特商法の適用除外とする旨の特商法施行令の改正を行うのが適当であると考えるところ、消費者委員会に意見を伺いたい。

(注) 裁判特例法により追加された役務を特商法の適用除外とする場合の新旧対照表(法制局審査中)については別紙3参照。

以上